

2020年 4月 10日

各 位

管理会社名 サムスン資産運用株式会社
(管理会社コード：13134)
代表者名 代表理事 沈 鍾極
(銘柄コード：1313 (東証外国 ETF))
問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所
弁護士 伊東 啓
(TEL. 03-625-6200)

信託契約の変更に関するお知らせ

サムスン KODEX200 証券上場指数投資信託[株式]の管理会社は、信託契約の一部を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更決定日 : 2020年4月8日
2. 効力発生日 : 2020年4月8日
3. 変更の理由 : 韓国における資本市場と金融投資業に関する法律及び資本市場と金融投資業に関する法律施行令並びに金融投資業規程の一部改正に伴う変更及び文言修正
受益者が費用を負担すべき場合の見直し
4. 変更内容 : 第36条、第37条、第39条、第40条、第46条、第48条及び附則
(下線_は変更箇所です。)

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|---|---|
| 第36条 (運用制限) | ①資産運用会社は、投資信託財産の運用において(省略)その変更内容に従う。 1.(省略) 2. この投資信託の資産総額の100分の30を超過して同一銘柄の証券に投資する行為。 <u>(追加)</u> この場合、同一法人等が発行した証券のうち、持分証券(その法人等が発行した持分証券と関連する証券預託証券を含む。以下本項にて同じ。)と持分証券を除く証券とは、同一銘柄と看做す。 3.~6.(省略) 7.この投資信託の資産総額の100分の20を | ①資産運用会社は、投資信託財産の運用において(省略)その変更内容に従う。 1.(省略) 2. この投資信託の資産総額の100分の30を超過して同一銘柄の証券に投資する行為。 <u>但し、金融委員会が定めて告示する指数に連動して運用する投資信託の場合、同一銘柄の占める割合が100分の30を超える場合には、当該銘柄が指数に占める割合まで同一銘柄の証券に投資することができる。</u> この場合、同一法人等が発行した証券のうち、持分証券(その法人等が発行した持分証券と関連する証券預託証券を含む。以下本項にて同じ。)と持分証券を除く証券とは、同一銘柄と看做す。 3.~6.(省略) 7.この投資信託の資産総額の100分の20を |

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| | <p>超過して同じ投資信託の投資信託証券に投資する行為。 但し、上場指数投資信託の投資信託証券(追加)はこの投資信託の資産総額の 100 分の 30 まで投資できる。</p> <p>8.～10.(省略)</p> <p>②第35条及び本条第1項の規定にかかわらず、次の各号で定める事由により、やむを得ず第35条第1項第2号及び第4号、本条第1項第2号乃至第4号、第7号、第8号及び第10号の規定による投資限度を超過することになった場合は、超過日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するようにならなければならない。</p> <p>但し、<u>不渡り等で売却が不可能な証券は、売却が可能な時期まで</u>これをその投資限度に適合していると看做す。</p> | <p>超過して同じ投資信託の投資信託証券に投資する行為。 但し、上場指数投資信託の投資信託証券(<u>投資者保護などを考慮して、金融投資業規程第4-52条第2項で定める上場指数投資信託に限定する</u>)にはこの投資信託の資産総額の100分の30まで投資できる。</p> <p>8.～10.(省略)</p> <p>②第35条及び本条第1項の規定にかかわらず、次の各号で定める事由により、やむを得ず第35条第1項第2号及び第4号、本条第1項第2号乃至第4号、第7号、第8号及び第10号の規定による投資限度を超過することになった場合は、超過日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するようにならなければならない。</p> <p>但し、<u>不渡り等で投資信託財産に著しく損失を招かなければ処分が不可能な投資対象資産はその処分が可能な時期まで</u>これをその投資限度に適合していると看做す。</p> |
| <p>第37条 (資産運用指示等)</p> | <p>①資産運用会社は、投資信託財産の運用において、受託会社に対して投資対象資産の取得・売却等に関して必要な指示をしなければならず、受託会社は資産運用会社の指示に従って投資対象資産の取得・売却等を行わなければならない。但し、<u>次の各号の場合は、資産運用会社が</u>自らの名義で直接投資対象資産の取得・売却等を行うことができる。</p> <p><u>1.証券取引所や海外の証券取引所に上場された証券の売買</u> <u>2.上場派生商品の売買</u> <u>3.短期貸付</u> <u>4.その他の投資信託財産を効率的に運用するためにやむを得ない場合であり、金融委員会が定めて告示する場合</u></p> <p>②資産運用会社又は受託会社が第1項に従い、投資対象資産の取得・売却等の取引をした場合、<u>投資信託財産</u>でその履行責任を負担する。但し、資産運用会社が損害賠償責任を負う場合には、この限りではない。</p> | <p>①資産運用会社は、投資信託財産の運用において、受託会社に対して投資対象資産の取得・売却等に関して必要な指示をしなければならず、受託会社は資産運用会社の指示に従って投資対象資産の取得・売却等を行わなければならない。但し、<u>資産運用会社は投資信託財産を効率的に運用するためにやむを得ない場合として、法施行令第79条第2項で定める方法で投資対象資産を運用する場合、</u>自らの名義で直接投資対象資産の取得・売却等を行うことができる。 <u>(削除)</u></p> <p>②資産運用会社又は受託会社が第1項に従い、投資対象資産の取得・売却等の取引をした場合、<u>投資信託財産を限度として</u>その履行責任を負担する。但し、資産運用会社が損害賠償責任を負う場合には、この限りではない。</p> |
| <p>第39条 (投資信託財産の運用費用等)</p> | <p>②第1項において「費用」とは、投資信託財産にかかる次の各号の費用をいう。 6.投資信託財産に関する訴訟費用</p> | <p>②第1項において「費用」とは、投資信託財産にかかる次の各号の費用をいう。 6.投資信託財産に関する訴訟費用(<u>資産運用会社の帰責事由による訴訟の場合を除く</u>)</p> |

| | | |
|------------------------------|---|--|
| <p>第40条 (投資信託の解止)</p> | <p>②投資信託を設定した資産運用会社は次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく投資信託を解約しなければならない。この場合、資産運用会社はその解約事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければならない。 1.～5.(省略) (新設)</p> | <p>②投資信託を設定した資産運用会社は次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく投資信託を解約しなければならない。この場合、資産運用会社はその解約事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければならない。 1.～5.(省略) 6.受益者の総数が一人となる場合。但し、法第6条第6項によつて認められ、又は健全な取引秩序を害するおそれがない場合として法施行令第224条の2において定める場合は除く。</p> |
| <p>第46条 (信託契約の変更)</p> | <p>①資産運用会社が本信託契約を変更しようとする場合は、受託会社と変更契約を締結しなければならない。この場合、信託契約中、次の各号のいずれかに該当する事項を変更する場合は、あらかじめ受益者総会の決議を経なければならない。 2.受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場と金融投資業に関する法律施行令第216条に定めた事由及び法施行令第245条第5項によつて二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)</p> | <p>①資産運用会社が本信託契約を変更しようとする場合は、受託会社と変更契約を締結しなければならない。この場合、信託契約中、次の各号のいずれかに該当する事項を変更する場合は、あらかじめ受益者総会の決議を経なければならない。 2.受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場と金融投資業に関する法律施行令第216条に定める各事由を除く。)</p> |
| <p>第48条 (受益者に対する公示等)</p> | <p>①資産運用会社は、次の各号のいずれかに該当する事項をその事由発生後、直ちに資産運用会社、販売会社又は指定参加者及び韓国金融投資協会のインターネット・ホームページと、資産運用会社、販売会社又は指定参加者の本・支店やその他の営業所に掲示し、電子メールを利用して受益者に通知しなければならない。 1.～9.(省略) (新設)</p> <p>10.(省略)</p> | <p>①資産運用会社は、次の各号のいずれかに該当する事項をその事由発生後、直ちに資産運用会社、販売会社又は指定参加者及び韓国金融投資協会のインターネット・ホームページと、資産運用会社、販売会社又は指定参加者の本・支店やその他の営業所に掲示し、電子メールを利用して受益者に通知しなければならない。 1.～9.(省略) 10.不動産投資信託又は特別資産投資信託(不動産・特別資産投資再間接投資信託を含む)であつて、法施行令第242条第2項各号に定める資産以外の市場性のない資産の取得又は処分の場合、不動産投資信託又は特別資産投資信託にかかる投資信託証券の取得又は処分の場合(既に取得した投資信託証券を追加で取得する場合、又はその一部を処分する場合は除く。)、地上権・地益権等の不動産関連権利及び事業受益権・施設管理運営権等の重要な特別資産関連権利の発生又は変更がある場合、金銭の借入及び金銭の貸与がある場合 11.(省略)</p> |
| <p>附則</p> | <p>(新設)</p> | <p>第1条(施行日)本信託契約の変更は法に従つて訂正申告書の効力発生日に施行される(法及び施行令の改正事項の反映)</p> |

以上